

私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業の事務処理について【第1版】

平成28年5月12日作成

文部科学省からの委託事業（専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業）により実施する私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業における私立専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）の事務に関して、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、次のとおり取扱うこととしたので当該事務処理について遺漏のないようにお願いします。

第1 事業概要

本事業は、次の3つの事業により構成されるものとします。

(1) 専門学校生に対する修学支援事業

岩手県内に所在する専門学校のうち一定の要件を満たす専門学校（以下「協力校」という。）に在籍する者のうち、修学支援が必要であると者として知事の認定を受けた者（以下「協力者」という。）に対して、協力校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の一部（以下「支援金」という。）を交付する事業。

(2) 修学支援アドバイザーによる支援事業

修学支援のためのアドバイス等を希望する協力者に対して、修学支援アドバイザーを活用した講演会や相談会等を実施する事業。

(3) 基礎データ収集事業

協力校、協力者及び県内に所在するすべての専門学校に対して、本事業の施策効果検証のための基礎データの収集を行う事業。

第2 協力校及び協力者の要件

第1(1)に規定する協力校及び協力者は、要綱第2条に定める要件を満たすものとします。

第3 専門学校生に対する修学支援事業の実施について

1 協力校における事務

(1) 専門学校による授業料減免の実施【専門学校（学校設置者）⇒生徒】

専門学校に在籍する生徒が県から支援金を受給するためには、専門学校（又は学校設置者）から経済的理由により修学が困難であることを理由に授業料減免を受けていることが必要となります。

このため、専門学校においては、経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により授業料減免を受ける生徒を決定することが必要です（協力者となる者は、当該規程に基づき協力者が授業料減免を受けていることが必要であり、支援金の申請の要件となります。）。

また、専門学校が実施する授業料減免については、経済的理由により修学困難である生徒への支援であることが、その減免の目的となっている必要がありますが、授業料減免の対象となる生徒数（や専門学校の予算額）に限りがあり、経済的理由により修学困難であるすべての生徒に対して授業料減免を実施できないなどの理由により、修学困難な生徒のうち数人を選定して授業料減免を行う場合には、学業成績や出席状況などの要件を総合的に判断して授業料減免の対象者を決定することが考えられます。このような場合でも、当該授業料減免が、経済的理由により修学困難な生徒への経済的支援を目的としていることが判断できれば、支援金の受給要件である「経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。」を満たしていることとなります。

なお、学業成績優秀者などの基準を用いた育英の観点から実施する授業料減免制度を運用している専門学校において、この基準により選考された授業料減免対象者が、結果的に経済的理由により修学困難であった場合などは、経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免に関する規程により授業料減免を受けたことにはならないため、本事業における支援金支給の対象者にならないので御注意ください。

（留意事項）

- ・ 専門学校が「奨学金」という名称で、当該奨学金を給付型の支援として授業料等の納付金に充当することをあらかじめ定めており、給付型奨学金が直接的に授業料に充当されている形態となっている場合には、実質的に授業料減免と同様の支援となるので、支援金の受給の要件を満たしていると判断します。ただし、貸与型の奨学金の場合には、対象にならないので御注意ください。
- ・ 在学中には貸与型の奨学金としての取扱いであったが、卒業後、特定の就職先に継続した場合等に、返還が免除される形式の奨学金も存在します。本事業を実施する上では、協力者として指定を受ける年度に、当該生徒の授業料を専門学校から直接的に減額されている必要がありますので、卒業後に一定の条件のもとで、返還が免除される奨学金を受けていたとしても、支援金の受給の要件を満たしているとは判断できませんので、御注意ください。

(2) 協力者募集の通知【県⇒専門学校（学校設置者）⇒生徒】

協力者の募集に係る通知は、文部科学省と県との委託契約書締結後、県から県内に所在する専門学校及び学校設置者あてに通知します。

(3) 受給資格認定申請書等の提出【生徒⇒協力校（学校設置者）⇒県】

要綱第2条で定める協力校の要件を満たす専門学校で、(1)により授業料減免を受けた生徒の中に、要綱第2条で定める協力者の要件を満たし、かつ協力者を希望する生徒がいる場合は、県が指定する期日までに以下の書類を、学校設置者を通じて県に提出してください。

この際、経済的要件を満たしていることを証明する書類については、申請者である

生徒が、その時点で最新のものを取得し、専門学校を通じて県に対して提出することが望ましいですが、専門学校が実施する授業料減免の対象者を判断する際に取得した書類がある場合には、仮に、県への申請時点で最新の書類を取得できるとしても、専門学校が授業料減免を実施する際に判断材料とした書類を添付することで差し支えありません。

〔申請時に必要となる書類〕

申請書及び申請一覧以外の書類については原本ではなく写しの提出で結構です。

○ 生徒が作成する書類

- ・受給資格認定申請書（別添 1）
- ・生徒の世帯（主たる家計支持者により判断）の経済的基準に係る証明書類 ◎
- ・委任状（別添 2）
- ・目標管理シート（別添 3）

※自己評価・達成度以外の部分を記入してください。当該目標設定については、必要に応じて担当教員と相談のうえ、作成してください。

○ 専門学校が作成する書類

- ・受給資格認定申請一覧（別添 4）
- ・専門学校の授業料減免に関する規程
- ・専門学校が実施した授業料減免の対象者の選考結果
- ・生徒に対する授業料減免の決定通知書
- ・要綱第 2 条第 1 項第 1 号エからカまでの要件を満たすことが確認できる書類

※財務諸表、自己評価書を添付するのではなく、当該情報が掲載されているホームページ画面の写しを添付してください。また、要綱第 2 条第 1 項第 1 号エからカの項目がホームページ画面のどこに公開されているかわかるように、提出資料の該当部分を蛍光ペン等でマーキングしてください。

- ・その他知事が必要とする書類

◎ 生徒の世帯（主たる家計支持者により判断）の経済的基準に係る証明書類

ア 生活保護世帯

「生活保護受給証明書」又は「保護決定通知書」

イ 個人住民税所得割非課税世帯（税額控除前の所得割額が 0 円）

「課税（非課税）証明書」、「納税証明書」、「納税通知書」又は「特別徴収税額の決定通知書」等 ※ 1

ウ 所得税非課税世帯（税額控除前の税額が 0 円）

「給与所得の源泉徴収票」又は「確定申告書（控え・税務署の受付印があるもの）」 ※ 2

エ 家計急変世帯

主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡又は火災・風水害等の

災害等により授業料の支払いが困難となったことを証する書類

<例>

失職・・・前雇用主の失職を証する書類、現在の収入を証する書類

疾病・・・医師の診断書、現在の収入を証する書類

死亡・・・死亡診断書 等

※1 個人住民税の所得割額が0円であったとしても、寄附金税額控除や住宅借入金等特別税額控除などの税額控除により所得割が課税されていない場合には、本支援事業における「個人住民税所得割非課税世帯」とは判断しません。所得割額が非課税か否かについては、「税額控除前所得割額」により判断します。

※2 所得税の納税額が0円であったとしても、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除により所得税が課税されない場合には、本支援事業における「所得税非課税世帯」とは判断しません。所得税が非課税か否かについては、税額控除前の税額により判断します。

(留意事項)

・上記「ア」～「エ」であることを証明する書類については、協力者を決定する上で、必ず必要になりますので、紛失などにより、これに該当することを証明できない場合には、協力者に指定することはできない（支援金を支給することはできない）ので御注意ください。

(4) 協力者決定の通知【県⇒学校設置者（協力校）⇒協力者】

県は、学校設置者を通じて生徒から提出された申請書等を審査し、協力者を決定します。県から学校設置者あてに協力者決定の通知書をお送りしますので、当該通知書を申請した生徒に通知してください。

(5) 交付申請書の提出【学校設置者（協力校）⇒県】

支援金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、交付申請書（要綱様式第1号）に交付申請一覧（別添4）を添付のうえ、県に提出してください。

(6) 交付決定の通知【県⇒学校設置者（協力校）⇒協力者】

県は、学校設置者から提出された交付申請書等を審査し、交付又は不交付の決定をします。交付の決定を行う場合には、県から学校設置者あてに交付決定の通知書をお送りしますので、当該通知書を協力者に通知してください。

(7) 支援金の受給【県⇒学校設置者（協力校（協力者））】

県から協力者に支給される支援金は、その用途を協力者の授業料に限定するため、学校設置者による代理受領とします。その際、学校設置者は県から受領する支援金を当該協力者の「授業料」として経理することを原則とし、学校設置者が当該協力者に対して有する授業料の債権の弁済に充てることにより、協力者が支払うべき授業料を直接減額させるようにしてください。

学校設置者による支援金の受領が授業料の支払期限に間に合わない場合も想定されますが、学校設置者においては、可能な限り、当該協力者の授業料に係る支援金相当額の支払期限を猶予することや、分納を認めることなどにより、経済的理由により修学困難な協力者の負担を軽減するよう、御協力をお願いします。

仮に、授業料が前年度の3月末日までに支払わなければならないことが定められているなどの事情があり、学校設置者が支援金を代理受領する際に、協力者の授業料債権がすでに弁済されている場合には、県から支援金を受領した後、すでに協力者から受け取っている授業料のうち、支援金相当額を協力者に対して返金することにより対応するようにしてください。当該返金を金融機関の個人口座へ振込する場合には、当該振込に係る振込手数料を減額した分を返金して差し支えありませんが、当該返金に係る振込手数料を金融機関に支払った際の証明書類の提出が必要になるので、準備するようにしてください。

(8) 実績報告書の提出【協力者⇒協力校（学校設置者）⇒県】

事業完了後、県が別に定める期日までに、以下の書類を、学校設置者を通じて県に提出してください。

〔実績報告に必要となる書類〕

- 生徒が作成する書類
 - ・目標管理シート（別添3） ※1
- 協力校が作成する書類
 - ・実績報告書（要綱様式第6号）
 - ・実績一覧（別添4）
 - ・支援金が協力者の授業料に充当されていることを証する書類 ※2
 - ・その他知事が必要とする書類

※1 自己評価及び達成状況を記載してください。提出時点において目標設定した資格試験の結果が出ていない等により、年次目標に設定した一部の項目について自己評価ができない場合は、その旨記載の上、県へ報告してください。未評価項目については自己評価を行い次第、県へ報告してください。

※2 証跡書類の例は以下のとおりですので参考としてください。

《証跡書類の例》

- ・協力者への授業料請求書（専門学校による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載されているもの）
- ・学校設置者が発行する授業料領収書や協力者が授業料を振り込んだ際の振込代金領収書（専門学校による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載されているもの。他の納付金と併せて支払う場合など、授業料のみの金額が表示されない場合には、金額の内訳が記載された書類や根拠となる資料を添付してください（様式自由））

※学校設置者において、授業料請求書や授業料領収書について既存の様式

がない場合については、本事業の証跡書類として新たに作成をお願いします（上記のとおり専門学校による授業料減免及び支援金を除いた授業料が記載されているものとしてください）。

（専門学校が協力者から既納の授業料を返金する場合）

- ・協力者に返金した際に協力者が支援金相当額を受領したことを証明する書類（例：受領書、領収書など）
 - ・学校設置者から協力者への振り込みを証明する書類（例：振込明細書など。専門学校による授業料減免等と同時に振り込んだ場合など、振込金額が支援金額と異なる場合には、金額の内訳が記載された書類や金額の根拠となる資料を添付してください。）
- ※このほか、支援金を協力者の授業料に充当したことを証明することができる書類がある場合には、その書類も併せて県に提出してください。

2 「専門実践教育訓練給付金」受給生徒について

厚生労働省が実施する「専門実践教育訓練給付金」を受給する予定がある（又は、現に受給している）生徒が協力者になる場合には、生徒が教育訓練給付金を受給するために、協力者の住居所を所轄するハローワークに対して提出する書類のうち、専門学校（指定教育訓練実施者）が生徒に対して発行する書類（例：「教育訓練給付（第101条の2の7第2号関係）受講証明書」、「専門実践教育訓練修了証明書」、「領収書」、「返還金明細書」）に、県からの支援金の受給額（又は受給申請（予定）額）及び専門学校が実施した授業料減免額を必ず明記してください。

なお、文部科学省において、本事業の協力校で、かつ、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練の対象となる専門学校（指定教育訓練実施者）のリストを、厚生労働省を通じて全国のハローワークに提供する予定なので、当該専門学校に在籍する生徒が「専門実践教育訓練給付金」の受給申請をした場合には、当該生徒の住居所を所轄するハローワークから専門学校に対して本事業における協力者であるか否かの照会があり得ることを、あらかじめ御承知おきください。

3 協力者の休学・退学等の取扱いについて

協力者の休学・退学等の理由により、学校設置者が協力者に対して授業料を返納する場合には、協力者の授業料に充てるために県から代理受領した支援金は、協力者が学校設置者を通じて全額、県に返還してください。ただし、学校設置者が協力者に対して返納する額が支援金額に満たない場合には、返納額を上限として返還すれば結構です。

なお、学校設置者が既納の授業料を生徒に返納しないことを定めている場合には、協力者から県に対しての返還も必要ありません。

《例1》

支援金（20万円）を受給した生徒（協力者）が休学・退学等の理由により、学校設置

者から協力者に30万円の授業料が返納される場合には、県は協力者から学校設置者を経由して当該返納額のうち20万円を返還してもらう必要があります（協力者に最終的に返納される額は10万円となる）。

《例2》

支援金（20万円）を受給した生徒（協力者）が休学・退学等の理由により、学校設置者から協力者に10万円の授業料が返納される場合には、県は協力者から学校設置者を経由して当該返納額全額（10万円）を返還してもらう必要があります（協力者に最終的に返納される額は0円となる）。

4 その他の留意事項

本事業における支援金を協力者が受給することを理由として、専門学校が前年度に実施していた授業料減免の減免額を減少させ、本事業における支援金を専門学校の授業料減免減少分に充てることで、支援金の受給対象となる協力者が負担する授業料の減額分が結果的に前年度と変わらない場合など、支援金を実質的に専門学校の運営費に充てられていることが判明した場合には、当該専門学校は本事業の対象の専門学校から除外することとしているので注意してください。

第4 修学支援アドバイザーによる支援事業の実施について

講演会や相談会等の実施に関し必要な事項は、別に通知します。

第5 基礎データ収集事業の実施について

1 協力校における事務

協力者に対しては、文部科学省（同省が委託する調査研究機関）、県及び修学支援アドバイザーが実施する各種アンケート調査への協力をお願いすることになります。アンケート項目及び調査票については、別途、送付することになりますが、アンケート調査は記名式で実施すること、家計所得などの個人的な状況もアンケート調査の項目に入ること、県が協力者として指定する期間だけではなく、文部科学省が本事業を実施している期間中も継続してアンケート調査（追跡調査）があることについて、あらかじめ生徒に説明し、了解を得た上で協力者として申請するよう十分周知をしてくださるようお願いいたします。

また、支援金の効果を測定する上では、経済的に修学困難な生徒のうち支援金を受給した者と、それ以外の者とのデータを比較し、支援の有無という観点の比較分析を実施することも重要です。このため、別途、協力校に在籍する協力者以外の生徒に対するアンケート調査の実施を依頼させていただきますので、協力校におかれては、本事業の効果検証のための調査に積極的な御協力をお願いします。

2 協力校以外の専門学校における事務

経済的支援の実施の有無による効果の分析・検証を実施するため、協力校及び協力者

に対する調査とともに、県内に所在するすべての専門学校に対して、調査を実施しますので、御協力をお願いします。